

経済産業省

受託調査

ASEAN 主要国における司法動向調査

2016 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

第6 タイ

1. 商標権関連判例・審決例

(1) タバコ商標権侵害訴訟（刑事訴訟）（Public Prosecutor v. Mrs. Wimol Noodsombat）

① 概要

被上告人：Public Prosecutor of Chantaburi province

上告人／被告人：Mrs. Wimol Noodsombat

裁判所名：最高裁判所

判決番号：70/2556

判決日：2013年1月15日

② 当事者

被上告人：チャンタブリ県の検察官

上告人／被告人：個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（被告人）は、「Krong Thip」、「Wonder」および「Sai Fon」等のブランドを模倣したタバコを販売目的で所有していたとして、タイ商標法第108条および第110条第(1)項等違反で検察官に起訴され、タイ知的財産・国際取引中央裁判所¹より有罪判決を受けた。そこで、上告人（被告人）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、第三者がタイ国内で登録した商標を偽造し、これを登録された指定商品・役務に関連して使用した場合にタイ商標法第108条および第110条第(1)項違反が認められるとし、本件においては偽造された登録商標はタバコを指定商品としていないことから、上告人によるタバコの所有はタイ商標法第108条および第110条第(1)項違反を構成しないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、上告人の主張を認めて原審を破棄し、無罪判決を下した。

¹ Central Intellectual Property and International Trade Court。以下、本報告書において「CIPITC」という。

(2) コンピューターCPU 商標権侵害訴訟（刑事訴訟）（Public Prosecutor v. Mrs Subha Chiewchanvechakul）

① 概 要

被上告人：Public Prosecutor, Office of the Attorney General

上 告 人／被告人：Mrs Subha Chiewchanvechakul

裁判所名：最高裁判所

判決番号：777/2550

判 決 日：2007年2月23日

② 当事者

被上告人：検察官

上 告 人／被告人：個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（被告人）は、以下の標章（以下「対象標章」という。）を付したコンピューターCPU およびベンチレーターの販売を行っていた。

[対象標章]



これに対し、第9類を指定区分とし、コンピューターCPU等を指定商品として以下の登録商標（以下「本件商標」という。）を有している Advanced Micro Devices Inc.は、上告人（被告人）による対象標章を付したコンピューターCPU等の販売が本件商標の商標権侵害に該当するとして告訴した。

[本件商標]



上告人（被告人）は、商標法第109条および第110条第(1)項違反で検察官に起訴され、タイ知的財産国際取引中央裁判所（CIPITC）¹より有罪判決を受けた。そこで、上告人（被告人）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、(i)第三者がタイ国内で登録した商標を模倣した標章を付した商品を権限なく所持又は販売し、かつ、(ii)当該商品が、登録商標の指定商品・役務に関連している場合にタイ商標法第109条および第110条第(1)項違反が認められるとし、本件においては(i)上告人が権限なく本件商標を模倣した対象標章を箱に付した上で、コンピューターCPU およびベンチレーターを販売

目的で所持又は販売していることは明らかであるとした。

また、ベンチレーターは本件商標の指定商品ではないものの、(ii)コンピューターCPU とベンチレーターが同じ箱に入れられており、かつ、ベンチレーターはコンピューターCPU の必要不可欠な構成物であることから、上告人が所持していた商品は本件商標の指定商品と関連があるとし、上告人による当該商品の所有はタイ商標法第 109 条および第 110 条第(1)項違反に該当すると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、タイ商標法第 109 条および第 110 条第(1)項違反を認めて有罪判決を下した原審を支持し、上告人の上告を棄却する旨の判決を下した。

(3) 調味料商標権侵害訴訟(刑事訴訟)(Public Prosecutor & Yan Wal Yun v. Yan Wal Yun Healthy Food Products & Others)

① 概要

上告人：Public Prosecutor, Office of the Attorney General

(共同上告人：Yan Wal Yun Co., Ltd.)

被上告人／被告人：Yan Wal Yun Healthy Food Products Co., Ltd. & Others

裁判所名：最高裁判所

判決番号：3736/2549

判決日：2006年6月1日

② 当事者

上告人：検察官

(共同上告人：調味料等の製造・販売を営むタイ法人)

被上告人／被告人：調味料等の製造・販売を営むタイ法人ら

③ 裁判に至る経緯

被上告人(被告人)らは、楕円形の枠の中に瓶を持って座っている子供と、「Yan Wal Yun」という意味の中国語が描かれた以下の標章(以下「対象標章」という。)を付した醤油、チリソース等の調味料の製造、販売を行っていた。
[対象標章]



これに対し、第 30 類を指定区分とし、調味料等を指定商品として、楕円形の枠の中に瓶を持って座っている子供と、「Yan Wal Yun Soy Sauce House」の意味を有する中国語が描かれた以下の登録商標（以下「本件商標」という。）を有している共同上告人は、被上告人（被告人）らによる対象標章を付した調味料の製造、所持、販売が本件商標の商標権侵害に該当するとして告訴した。

[本件商標]



被上告人（被告人）らは、商標法第 109 条および第 110 条項違反で検察官に起訴されたが、CIPITC は本件商標と対象標章の類似性を否定して無罪判決を下した。そこで、上告人（検察官）および共同上告人は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、対象標章には、本件商標と同様に楕円形の枠の中に瓶を持って座っている子供と共同上告人の商号である「Yan Wal Yun」を示す用語が使用されていることから、本件商標と対象標章は類似しており、消費者に対して、被上告人らの商品と共同上告人の商品との誤認、混同を生じさせるおそれがあるとした。

更に、共同上告人の商品は市場においてトップシェアを有していることから本件商標は著名商標であると言え、被上告人らは本件商標が共同上告人のものであることを知りながら、本件商標の評判を利用する目的で対象標章を使用していることから、対象標章は被上告人らによって独自に創作されたものでなく、本件商標を模倣していることは明らかであるとして、被上告人らによる当該商品の製造、所有、販売はタイ商標法第 109 条および第 110 条違反に該当すると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審を破棄し、タイ商標法第 109 条および第 110 条違反を認めて、被上告人らに有罪判決を下した。

(4) 被服商標出願拒絶査定取消請求訴訟 (New Era Cap v. Department of Intellectual Property)

① 概 要

被上告人／原告：New Era Cap Co., Inc.

上 告 人／被告：Department of Intellectual Property

裁判所名：最高裁判所

判決番号：8825/2558

判 決 日：2015年7月24日

② 当事者

被上告人／原告：帽子等の製造を営むタイ法人

上 告 人／被告：タイ知的財産局

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、第25類を指定区分とし、被服等を指定商品として「59 FIFTY」という文字商標（以下「本件商標」という。）の出願を行ったが、タイ知的財産局審査官および審判部は、本件商標は数列と一般語の組み合わせにすぎず、識別性が認められないとして、当該出願を拒絶した。

これに対して、被上告人（原告）がCIPITCに上訴したところ、CIPITCは、本件商標は指定商品との関連では一般用語ではなく、識別性が認められると判断した。そこで、上告人（被告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、本件商標の「59」や「FIFTY」は一般用語であるものの、本件商標はその両方を組み合わせて創作されており、消費者が本件商標の付された商品と他の商品とを区別することができる特徴を有しているとして、本件商標の識別性を認め、登録できるものであると判断した。

⑤ 判 決

裁判所は、原審を支持し、本件商標の登録を命じ、上告人の上告を棄却する旨の判決を下した。

(5) エンジンオイル商標出願拒絶査定取消請求訴訟 (Shell Brands International v. Department of Intellectual Property & Anor)

① 概要

被上告人／原告：Shell Brands International AG

上告人／被告：Department of Intellectual Property & its Director General

裁判所名：最高裁判所

判決番号：2183-2184/2553

判決日：2010年3月18日

② 当事者

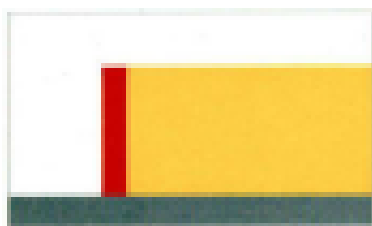
被上告人／原告：石油エネルギー会社の Royal Shell Dutch Plc のブランド等の管理を営むスイス法人

上告人／被告：タイ知的財産局および局長

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、第4類を指定区分とし、潤滑油、エンジンオイル等を指定商品として以下の商標（以下「本件商標」という。）の出願を行った。

[本件商標]



本件商標の出願について、タイ知的財産局審査官および審判部は、本件商標は白の背景に黄色の四角形と赤と灰色の線を引いたのみであり、識別性が認められないとして、当該出願を拒絶した。

これに対して、被上告人（原告）が CIPITC に上訴したところ、CIPITC はタイ知的財産局審査官および審判部の判断を覆し、識別性が認められると判断した。そこで、上告人（被告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、本件商標は、赤と灰色の線と黄色の長方形の組み合わせにすぎないが、長い水平の灰色線とやや左側に配置された短めの縦の赤線とその間に配置された黄色の長方形の組み合わせは、一般的な組み合わせではなく、消費者は本件商標を用語の枠線若しくは商品パッケージの用語又はイメージの一部として使用されるものであると認識することができ、色彩や配置が異

なる他の図形と区別することが可能であるとして、本件商標の識別性を認め、登録できるものであると判断した。

⑤ 判 決

裁判所は、原審の判決を支持し、本件商標の登録を命じ、上告人の上告を棄却する旨の判決を下した。

(6) MILO 枠線商標出願拒絶査定取消請求訴訟 (Société des Produits Nestlé v. Department of Intellectual Property & Others)

① 概 要

被上告人／原告：Société des Produits Nestlé S.A.

上 告 人／被告：Department of Intellectual Property & Trademark Board's
members

裁判所名：最高裁判所

判決番号：5446/2552

判 決 日：2009年7月30日

② 当事者

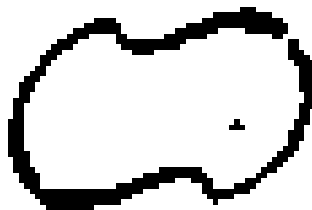
被上告人／原告：飲料・食品等の製造・販売等を営むスイス法人

上 告 人／被告：タイ知的財産局および商標室のメンバー

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、第 29 類、第 30 類および第 32 類を指定区分として以下の商標（以下「本件商標」という。）の出願を行った。

[本件商標]



本件商標の出願について、タイ知的財産局審査官および審判部は、本件商標は識別性が認められないとして、当該出願を拒絶した。

これに対して、被上告人（原告）が CIPITC に上訴したところ、CIPITC はタイ知的財産局審査官および審判部の判断を覆し、識別性が認められると判断した。そこで、上告人（被告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

被上告人は、本件商標は、被上告人がタイを含む複数の国で登録し、かつ、長年にわたって使用している「MILO」という商標と組み合わせて使用されるものであり、消費者は本件商標を「MILO」と関連付けて認識しており、使用を通じて識別力を有していると主張した。

これに対し、裁判所は、本件商標は、太さや色の濃さの異なった波線によって模られ、通常のひし型とは異なり、被上告人によって創作された標章と言えるものの、本件商標は「MILO」の枠としてのみ使用されており、市場においても類似の形をした枠を使用した商品が多く流通していることから、消費者が本件商標のみが付された商品を他の商品と区別することはできないとして、本件商標は識別性が認められないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、本件商標は識別性が認められず拒絶されるものであるとして、原審を破棄する判決を下した。

[執筆協力]

TMI Associates(Singapore) LLP

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

TEL: +66-2-253-6441

FAX: +66-2-253-2020

2016年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。